

# 平成30年住宅・土地統計調査への ご協力をお願いします

平成30年10月1日を基準日とした住宅・土地統計調査が実施されます！

## 住宅・土地統計調査とは？

住宅・土地統計調査とは、国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地などの実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。

## 住宅・土地統計調査の目的は？

住宅・土地統計調査では、近年において多様化している国民の居住状況や高齢化などの、社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず①少子・高齢化社会を支える居住環境、②耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、③土地の利用状況を明らかにすることを目的としています。

また、住環境対策として空き家

対策の重要性が年々高まっていることから、空き家を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

## 調査の結果は何に使われるの？

この調査の結果は、国や県、各市町村が作るさまざまな施策の企画や立案、評価などの基礎資料として利用されます。

また、大学などの研究機関で、都市・住宅・土地・耐震・防災問題など、国民の住生活関係のさまざまな問題の研究資料として用いられます。

## 調査される対象は？

今回の調査では、総務大臣が指定した区域の中から、平成30年2

## 個人情報の管理は？

統計法によって、厳重な個人情報保護が定められています。

調査の結果知り得た秘密は漏らしてはならないことが決められており、さらに、「その行なった統計調査の目的以外に、当該統計調査に係る調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と定められています。

統計法では、調査対象者に安心して調査票を記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

## ● 守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

## ● 利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

## ● 適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければなりません。

また、インターネット回答では、不正なアクセスなどの監視を24時間行なっていますので、回答データは厳重に守られます。

提出いただいた調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、統計を作成した後は溶かして処分されます。

## 調査員とは？

各世帯を訪問する調査員は、県知事が任命する非常勤の地方公務員です。

住宅・土地統計調査では、世帯員や世帯のことについて回答をいただきますが、調査員は守秘義務がありますので、絶対に調査内容を他の人に知られることはありません。

また、調査員が各世帯を訪問する際は、住宅・土地統計調査員証(顔写真入り)を身につけて伺います。

## 調査の方法は？

調査員が世帯を訪問し、調査票を配布・収集する方法により行います。なお、調査票の収集のほか、インターネットによる回答(オンライン調査)および郵送による調査票の提出も可能です。

今回の調査では、パソコンやスマートフォンを利用し、インターネットによるオンライン調査が導入されています。オンライン調査で回答すると、調査票の記入・提出が必要ありません。より便利で、簡単に回答できますので、ぜひご利用ください。

## 調査の内容は？

調査票は「甲」「乙」の2種類に分かれています。

### ● 調査票「甲」の調査内容

- ・ 世帯の構成
- ・ 収入
- ・ 就業状況
- ・ 現住居の状況 など

### ● 調査票「乙」の調査内容

- ・ 世帯の構成
- ・ 収入
- ・ 就業状況
- ・ 現住居の状況
- ・ 住宅と土地の所有状況 など

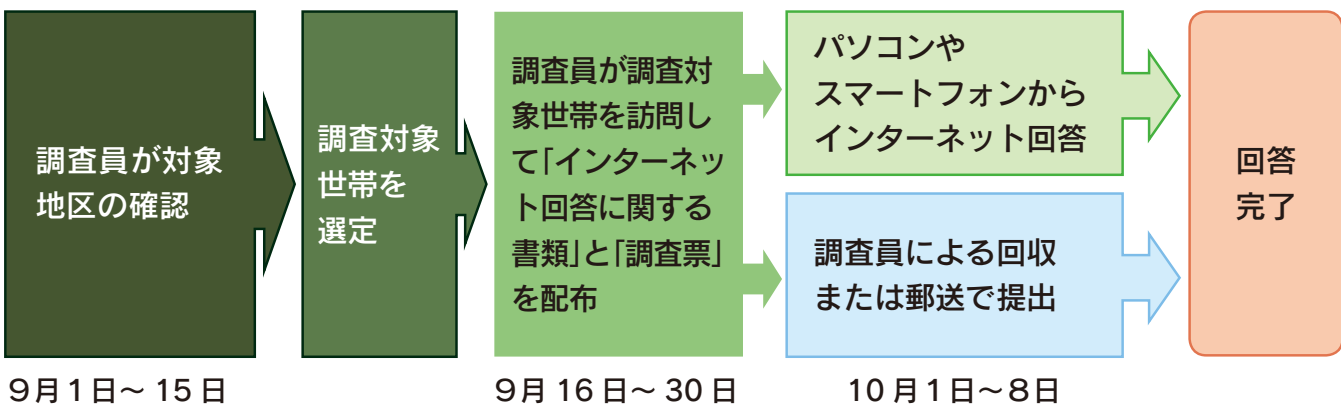
## 調査票配布の時期は？

9月中旬から、調査員が各世帯を訪問し、配付します。

調査員は、まず「インターネット回答に関する書類」と「調査票」を各世帯に配布します。その後、インターネット回答期間内に回答のなかった世帯へ、調査員が調査票を回収に伺います。

調査対象世帯になった際は、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 調査の流れ



あなたの回答が、日本の未来へ活かされます。

# 住宅・土地統計調査

— 平成30年10月18日 —

